

## 代表質問

## 市民の暮らしを守る社会保障制度の充実を



### 安保関連法案への 基本認識は

**問** 安保関連法案は、その法的根拠が揺らぎ、違憲性や危険性が明らかとなっている。

戦争法案が日本の将来や平和、安全、国民生活にどういう影響を及ぼすと考えるか。

**答** 賛否両論があり、国民の理解が十分に進んでいない。

安全保障は国において責任を持って対処されるべき分野。

### まちづくり総合プラン作成は 国政の評価を土台に

**問** 地方政治は国政に大きく影響を受けるので、総合計画作成には国政の評価が重要。どう分析し、反映させるのか。

**答** 国民や市民の理解につながるよう十分な議論を尽くし、政策を策定していく。国の動向は十分注視しつつも、市民との協働の視点に立って、自主的なまちづくりに取り組む。

### 国保減免制度の活用促進を

**問** 国保法44条に基づく、災害により資産に重大な損害を受けたときなどの一部負担

金の減免制度の利用促進が必要と思うが。

**答** 過去3年間で3件の申請があった。広報おおむたや納税通知書送付時にチラシを同封する

など制度周知に努力している。

**問** 医療を受け、命と体を守るために、税滞納者への短期保険証や資格証明書の発行をやめ、親身な納税相談・生活相談で解決すべきだと思うが。

**答** 26年度で、資格証明書の発行は57件、短期保険証は609件。滞納世帯の割合は約12%。受診の必要が生じた場合は納税協議を経て、保険証か短期保険証を発行し、治療も行われていると考える。

**問** 国保財政が厳しいため、県内75%の自治体が実施している一般会計からの基準外繰り入れが必要だと思うが。

**答** 基準内繰入基準を明確にし、繰入額の増額を図り、基準外繰入は行わない。国保以外の方々に負担を強いることになる。

### 介護保険制度の充実を

**問** 今回の法改正は保険制度の趣旨からすれば問題がある。例えば、特養入所要件が要介護3以上となるなど、保険制度なのにサービスが受けられない状況がある。また、施設入所者の居住費や食費に対す

る補足給付制度も改正されたが、対応を聞きたい。

**答** これまでの対象であった1,655人のうち、8月末で1,326人が申請し、329人が未申請。対象者に通知した後、未申請者かつ施設入所者は施設への確認を行い、漏れがないよう対応した。

### 人権守る生活保護制度に

**問** 住宅扶助基準以上の家賃だからといって、強制的な転居指導ではなく、保護世帯の生活状況と合意に基づく働きかけを行うべきと思うが。

**答** 住宅扶助基準以上の家賃は生活を圧迫するので、転居などの指導をしている。



### 子供の医療費助成の拡充を

**問** 県の制度として子供医療費助成制度を来年から入院・通院とも小学生まで拡大するようだ。本市もさらなる制度の拡充を行うべきと思うが。

**答** 仮に助成対象を小・中学生の通院まで拡大した場合の費用は、概算で約2億4,000万円になる。

財源の問題はあるが、本市も拡充の方向で考えないといけないのかなと思う。(仮称)第5次総合計画の中で具体的に決められる問題だと思う。